

平成二十七年五月十三日

青森県教育委員会第七百九十六回定例会

期日 平成二十七年五月十三日（水）  
場所 教育庁教育委員会室

## 会議次第

### 一 開会

### 二 議案

- 議案第一号 平成二十七年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について
- 議案第二号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について
- 議案第三号 青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則案

### 三 その他

- 職員の懲戒処分の状況

### 四 閉会

## 議案第一号

平成二十七年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について  
平成二十七年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事を次のとおり行う。

三柿佐大佐太三高佐村月小畠木相横中  
上崎藤坪藤田戸橋木田永内山立馬山村  
宗 広正三浩延 瑞長良恵純 泰  
一 郎博政一三之聖彰信年彦子人子猛子

青森県教科用図書選定審議会委員に任命する

任期は平成二十七年五月十五日から平成二十七年八月三十一日までとする

平成二十七年五月十三日

青森県教育委員会

## 議案第一号

青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

青森県スポーツ推進審議会委員の人事を次のとおり行う。

青森県スポーツ推進審議会委員を免ずる

青森県スポーツ推進審議会委員を委嘱する

任期は平成二十七年五月十四日から平成二十七年十一月十二日までとする

平成二十七年五月十三日

木山　出高  
村口　町橋  
聖龍　幸太郎順  
一城

青森県教育委員会

## 議案第二号

### 青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則案

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則を次のように定める。

青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則  
青森県立少年自然の家規則（昭和四十六年七月青森県教育委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第六条」を加える。

第九条を第十一条とし、第八条の次に次の二条を加える。

#### （指定管理者が行う業務の範囲）

第九条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に少年自然の家の管理を行わせることとした場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 青森県立少年自然の家条例第二条に規定する業務
- 二 第七条に規定する利用の許可に関する事。
- 三 前条に規定する利用の許可の取消し等に関する事。
- 四 少年自然の家の施設、設備等の維持管理に関する事。
- 五 その他少年自然の家の管理に関し必要な業務

#### （指定管理者に管理を行わせた場合の休所日）

第十条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者に少年自然の家の管理を行わせることとした場合の少年自然の家の休所日は、第六条に定める休所日を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、前項の規定により定めた休所日に開所し、又は当該休所日以外の日に休所することができる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



提案理由

指定管理者に青森県立少年自然の家の管理を行わせることとした場合の業務の範囲及び管理の基準を定めるため提案するものである。

[その他]

## 職員の懲戒処分の状況

平成27年5月（4月1日～4月30日分）

青森県教育委員会

### 事案1 （処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 東青地域青森市の中学校 教諭（54歳 男性）

②事件の概要等 酒気帯び運転による物損事故

- ・当該職員は、平成26年11月19日（水）午後8時頃、夕飯の際に缶ビール（350ml）を1本、芋焼酎水割り3～4杯を飲み、午後10時頃に就寝した。
- ・翌11月20日朝、出勤しようと自家用車を運転していたところ、午前3時45分頃、青森市大字古館付近でガードレールに接触する物損事故を起こし、さらに、午前3時50分頃、青森市大字駒込の一般国道7号青森環状道路で大型貨物自動車に接触する物損事故を起こした。
- ・事故の処理のために駆けつけた警察官による呼気検査の結果、呼気1リットル中のアルコール量0.15mgの数値が出たため、酒気帯び運転で検挙された。
- ・3月17日（火）、道路交通法違反で刑事処分（略式命令による罰金刑35万円）を受けた。
- ・3月25日（水）、運転免許停止90日間の行政処分を受けた。

※当該職員は、事故発生当時、教頭であったが、平成27年2月21日付けで教諭に降任した。

③処分内容 懲戒免職

④処分年月日 平成27年4月17日

### 事案2 ①被処分者 三八地域市部以外の中学校 教諭（53歳 女性）

②事件の概要等 人身事故（治療期間が30日以上3ヶ月未満）

- ・平成26年11月6日（木）午前7時50分頃
- ・三戸郡階上町の町道
- ・自動車で走行中、交差点に進入し右折したところ、横断歩道を横断していた歩行者と接触したもの
- ・事故の相手方（男性1名、女性1名 7日間～30日間の加療）

③処分内容 戒告

④処分年月日 平成27年4月13日